

ちゅうおう

▶ 第186号 2019年

平成30年度 長崎・県央地域 鳥インフルエンザ・口蹄疫防疫演習



長崎県県央振興局農林部（中央家畜保健衛生所）

〒854-0063 長崎県諫早市貝津町3118

TEL 0957-25-1331（代）

FAX 0957-25-1332

E-mail

衛生課：s34500@pref.nagasaki.lg.jp

防疫課：s34510@pref.nagasaki.lg.jp

検査課：s34520@pref.nagasaki.lg.jp

HP： <http://www.pref.nagasaki.jp/section/ko-chuokatiku/index.html>



目 次

- P.2 新年のご挨拶
鳥インフルエンザの発生状況について
- P.3 豚コレラ及びアフリカ豚コレラ情報
- P.4 春節前における口蹄疫等の防疫対策の徹底について
- P.5 家畜・家さんの所有者は年1回の定期報告の提出をお願いします。
ディアギラウイルスの流行確認～牛異常産の発生にご注意ください～
- P.6 県有種雄牛精液使用状況報告をお願いします
防疫演習を実施しました

新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては健やかに新春をお迎えのことと存じます。

さて、昨今の家畜伝染病の発生状況をみますと、重要な家畜伝染病である「高病原性鳥インフルエンザ」は数年置きに国内で大規模な発生が起き、大きな被害をもたらしています。今冬は現在のところ発生はありませんが、これから最も流行する時期となりますので、養鶏農家の皆様には油断することなく予防対策の徹底を図っていただきたいと思います。また、豚では昨年9月に国内で26年振りとなる「豚コレラ」の発生がありました。その後も発生が続いており、予断を許さない状況です。「アフリカ豚コレラ」については、昨年8月にアジアではじめて中国において発生が確認され、その後も拡大を続けており、我が国への侵入のリスクは最大限に高い状態にあると考えます。幸いにして、本県ではこれらの疾病の発生はありませんが、対岸の火事とは思わず、危機意識を高く持って、より厳格な衛生管理を行っていただきますようお願いいたします。

さて、このような中、今年は、昨年暮れのTPP発効に続き、間もなく日欧EPAが発効する見通しとなっています。より進展する国際化の中で、国産の強みでもある安全・安心な畜産物の安定供給がより一層求められます。また、平成34年に鹿児島県で開催される第12回全国和牛能力共進会の出品対策につきましては、日本一奪還を目標に、肉牛候補牛生産のための受精卵作出などいよいよ取り組みが本格化してまいります。

私ども家畜保健衛生所としましても、家畜伝染病の発生防止はもとより、繁殖成績の向上や高品化など畜産農家の所得向上に寄与できるよう努めてまいりますので、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

結びに、この一年が皆様にとって素晴らしい年となりますことを、心からお祈り申し上げます。

中央家畜保健衛生所長 岩永俊一

鳥インフルエンザの発生状況について



アジアにおける高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生状況

今年4月から近隣諸国における鳥インフルエンザの発生は落ち着いていましたが、9月以降、中国で高病原性鳥インフルエンザの発生が継続して確認されており、日本国内への侵入リスクは高い状態にあります。鳥インフルエンザウイルスを運ぶカモ等の渡り鳥を水辺で見かけるようになり、より一層の注意が必要です。病原体を飼養施設内に侵入させないように、引き続き飼養衛生管理基準遵守の徹底と、異常家さんの早期発見・通報に万全を期していただきますようお願いいたします。

豚コレラ及びアフリカ豚コレラ情報

豚コレラ及びアフリカ豚コレラの本県への侵入リスクが最大限に高まっています。

豚コレラ

平成 30 年 9 月 9 日に岐阜県で国内では 26 年ぶりに発生が確認された豚コレラですが、その後、12 月 10 日までに 4 例の発生が確認されており、今後の発生の継続が懸念されます。なお、2 例目は県と市の検証チームによる調査の結果、市の豚舎の衛生管理に対する意識が低かったことが指摘されています。

今回、国内で発生が確認された豚コレラのウイルスは、中国やモンゴルで発生している豚コレラウイルスと近縁であり、海外から侵入した可能性が高いと考えられています。

また、岐阜県では未だ野生いのししでの豚コレラの陽性事例が確認されており、依然として予断を許さない状況が続いています。

アフリカ豚コレラ

平成 30 年 8 月 3 日に、中国遼寧省の養豚場で、アジアで初めて発生が確認されたアフリカ豚コレラですが、その後、4 直轄市 15 省 1 区で発生し、中国国内で感染が広がっています。

また、昨年、国内の空港において、中国からの旅行客の携帯品からアフリカ豚コレラウイルス遺伝子が確認される事例が 3 例ありました。韓国や台湾でも同様の事例が確認されています。

本県への海外からの観光客数は年々増加していることから、本県へのアフリカ豚コレラの侵入リスクは最大限に高まっていると考えます。

豚コレラやアフリカ豚コレラが発生した場合、畜産業界への影響は甚大なものになります。つきましては、生産者の皆様におかれまして、以下の事項にご留意のうえ、発生防止対策に万全を期していただきますようお願いいたします。

- アフリカ豚コレラ、豚コレラ、口蹄疫等の発生国への渡航は可能な限り自粛してください。
- 衛生管理区域を明確にし、出入口での車両等の消毒の励行や野生動物の侵入防止を図る等、飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。
- 生肉を含み、又は含む可能性がある飼料を給与する場合は、加熱処理（摂氏 70 度以上で 30 分間以上、又は摂氏 80 度以上で 3 分間以上）が適切に行われたものを用いてください。
- 「発熱、元気消失、食欲減退、結膜炎」又は「流死産」が複数の豚で認められた場合は、確実に届出るようお願いします。

衛生管理を徹底しましょう!



関係者以外の農場
への立入を禁止



農場に出入りする際には、
消毒を実施



飼料に生肉を含む又は含む
可能性がある場合は、
十分に加熱処理

春節前における口蹄疫等の防疫対策の徹底について

今後、春節を迎えるにあたり、世界各国（特にアジア地域）からの人・物の移動が盛んになることから、家畜伝染病の国内侵入のリスクが高まると考えられます。

つきましては、下記事項に留意のうえ、万が一、泡沫性流涎、舌や鼻鏡、蹄冠部等の水疱やびらんといった口蹄疫等を疑う症状を呈する家畜を発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所へ連絡するようお願いします。

1 畜産関係者等の海外渡航の自粛について畜産関係者は口蹄疫等の発生国への渡航を自粛し、やむを得ず渡航する場合は、以下の点に留意して下さい。

(1) 渡航に当たっての留意事項

- ① 畜産関連施設に立ち入らないこと
- ② 動物との不用意な接触を避けること
- ③ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと
- ④ 帰国時は、空海港の動物検疫所カウンターで指導を受けること

(2) 帰国後の留意事項

- ① 帰国後一週間は、衛生管理区域に立ち入らないこと。農場主や従業員等必要のある者がやむを得ず立ち入りする場合は、洗髪、入浴、更衣等適正な処置を講じること
- ② 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込まないこと

2 衛生管理区域への病原体持込みの防止について

看板の設置等により衛生管理区域に不要な人を立ち入らせず、不要な物を持ち込まないこと。農場従業員も含め、衛生管理に立ち入る場合や物を持ち込む場合は、手指靴等の消毒等必要な措置を実施すること

届出が必要な特定症状は以下のとおりです

対象家畜 牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし

次の1～3のいずれかの症状を呈していること

対象伝染病	症状
口蹄疫	1. 次のいずれにも該当する。 ① 39.0℃以上の発熱 ② 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下、泌乳の停止のいずれかを呈する ③ 口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房に水疱、びらん、潰瘍又は癒痕（外傷に起因するものを除く）がある ※ 鹿にあつては、①及び③を呈している場合
	2. 同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房に水疱、びらん、潰瘍又は癒痕がある。
	3. 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らか場合は、この限りでない。

家畜・家きんの所有者は年1回の定期報告の提出をお願いします

家畜伝染病予防法において、家畜・家きんを1頭（羽）でも所有している方は飼養状況などを毎年県へ報告することが義務付けられています。

2月1日現在の飼養状況について、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者は4月15日（月）までに、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者は6月17日（月）までに当所、市町又はJAに提出をお願いします。不明な点は中央家畜保健衛生所（TEL:0957-25-1331）までお尋ねください。

報告内容

1. 基本情報

- ①家畜の所有者の氏名又は名称 ②家畜の所有者の住所 ③管理者の氏名又は名称
- ④管理者の住所 ⑤農場の名称 ⑥農場の住所 ⑦家畜の種類及び頭羽数
- ⑧畜舎等の数

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況

- ①衛生管理区域の設定 ②衛生管理区域への病原体の持ち込み防止
- ③衛生管理区域の衛生状態の確保 ④埋却地の準備 ⑤大規模農場に関する報告

なお、少頭（羽）数飼養の方は「1. 基本情報」の⑧畜舎等の数及び「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」の報告は不要です。

少頭（羽）数の基準

- ・牛、水牛、馬……………1頭
- ・鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし……………5頭以下
- ・鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥……………100羽未満
- ・だちょう……………10羽未満

ディアギュラウイルスの流行確認～牛異常産の発生にご注意ください～

本県では、毎年、吸血昆虫が活動する6月から11月にかけて、県下の牛飼養農家の協力を得て異常産の原因となるアカバネウイルス、アイノウイルス、チュウザンウイルスなど8種のウイルスについて流行調査を実施しています。

今年度は20農場を対象に調査を実施しており、9月下旬の調査において、中央、県北および吉岐家保管内で「ディアギュラウイルス」の流行が確認されています。本ウイルスに感染した母牛から生まれてきた子牛の一部は、虚弱や自力哺乳困難、起立不能、視力障害、旋回運動などの神経症状を呈することが知られています。本ウイルスの流行は九州各県でも確認されており、今後、本ウイルスが関与した牛異常産の発生に注意が必要です。

上記のような神経症状を呈する子牛が認められた場合には、診療獣医師もしくは当所まで連絡をお願いします。また、次年度以降もアカバネウイルス等による牛異常産の発生防止のため、牛異常産ワクチンの接種をお願いします。



県有種雄牛精液使用状況報告をお願いします

県と「県有種雄牛凍結精液譲渡契約」を締結している方は、毎年1月末までに、県有種雄牛凍結精液の前年の使用実績を県に報告する必要がありますので、忘れずに家畜保健衛生所まで提出をお願いします。

なお、業として家畜人工授精を行っている獣医師・家畜人工授精師については、毎年、実施している「家畜人工授精に関する報告書（繁殖集計）」がこの代わりとなりますので、該当獣医師・家畜人工授精師には別途お知らせします。

- 1 提出書類：種雄牛別利用状況報告書
- 2 報告期間：平成30年1～12月
- 3 対 象：県から譲渡を受けた「県有種雄牛凍結精液」

防疫演習を実施しました

家畜伝染病の発生に備え、防疫演習を実施しました。
鳥インフルエンザについては、10月2日に食鳥処理場での発生を想定した県全体の演習として、通報から防疫作業開始までの机上演習を、10月5日には、長崎・県央地域の演習として、防護服の着脱や実際に生きた鶏を用いた捕鳥と殺処分作業の手順の確認を行いました。

口蹄疫についても、10月31日振興局農林部と管内市町との間で連絡体制の確認や動員等に係る机上演習を行い、11月5日には西海市大瀬戸総合運動公園において、集合場所及び仮設テントの運営や消毒ポイント作業等の確認を行いました。

万が一の鳥インフルエンザや口蹄疫等の発生時に迅速に対応し、被害を最小限に抑えるため、今後も防疫演習を通じて初動防疫態勢の強化に努めてまいります。



編集後記

やっと冬らしくなってきた今日このごろ、皆様、いかがお過ごしでしょうか。風邪など引かないようご自愛ください。本年も畜産農家の皆様のお役に立てるよう頑張っていきますので、どうぞよろしくをお願いします。